平成２２年（フ）第１０３１号
千葉市中央区宮崎２丁目１番15号　共生協会
債務者　横内　義彦
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３９号
千葉県市川市南行徳１丁目２番13―401号プライムＮＳ
債務者　バスネット　チェトリ　プレム　バハドゥール
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４９号
千葉県浦安市当代島２丁目23番８―102号　リバーサイド
債務者　堀内　昌輝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５７号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区５棟403号
債務者　大久保久雄
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７１号
千葉県市原市白金町３丁目１番地　パルシャス203
債務者　池田　武司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７５号
千葉県市川市八幡１丁目10番12―302号　本八幡サンローズ
債務者　長野美香代
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８６号
千葉市中央区白旗２丁目２番１号
債務者　田中　久子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１２号
千葉市中央区星久喜町696番地２　ラールコンフォールタベウＣ―102号
債務者　永井　英司
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１３号
千葉市中央区星久喜町696番地２　ラールコンフォールタベウＣ―102号
債務者　永井　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
静岡県掛川市天王町70番地　ＣＡＳＡＤＥ24　Ｃ―棟102号
債務者　幸山　　光
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
静岡県菊川市加茂5104番地
債務者　黒田　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２２３１号
名古屋市緑区大高台１丁目1309番地
債務者　徳山ゆきえこと　金　　雪江
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２７号
愛知県常滑市苅屋町４丁目122番地
債務者　**鯉**江　俊彰
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０号
滋賀県長浜市十里町202番地
債務者　松岡　　恵
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
宮崎県延岡市中島町３丁目323番地２
債務者　黒木　真一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２１８号
宮崎県延岡市旭ケ丘６丁目４番地１
債務者　新名百合子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６０３号
札幌市西区山の手３条２丁目２番２―201号
債務者　高野　　満
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部